

【 警察本部 】

件 名	駐車違反の取締りについて
<p>申立概要 【受理30.4.16】</p>	<p>外出中に腹痛を感じ、トイレを借りるため図書館の道路端にバイクを駐輪し、15分ほどで戻ったところ、放置車両確認標章が貼られていた。説明を求めるため警察署に電話をしたがきちんとした説明を受けることができなかった。取締りの目的は円滑な交通と安全のためとのことだが、体調不良時も優先されるのか、この駐車がどの程度交通を阻害したのか教えてほしい。</p> <p>また、警察署の電話担当者に駐車取締担当者といつ連絡がとれるかを尋ねても「今はおりません」の一点張りで、質問の最中に他の電話に出るなど不しつげな対応をされた。</p>
<p>確認事項</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署管内を巡回する駐車監視員2名が、駐車禁止場所となっている本件箇所において、第二種原動機付自転車1台が駐車されているのを発見し、同車両が放置車両であると認め、放置車両確認標章を取り付けた事実がある。 ○ 本件の違反は、道路交通法第45条第1項の道路標識により終日駐車が禁止されている場所に駐車し、かつ、運転者が見当たらず直ちに運転することができない状態で車両を放置していたことに対する適法な駐車取締りである。 ○ 京都府道路交通規則第6条の5の規定で駐車禁止等の対象から除く車両を定めているが、腹痛などの体調不良はこの除外規定に該当せず、交通の阻害の程度にかかわらず違反となる。 ○ 電話連絡時、警察署の電話対応が可能な職員は1名で、本件と思われる電話通話中に他の電話が入り、通話相手に断った上で電話を保留にしたところ、その後切断状態になったものである。
<p>結果(要望) 【通知30.5.11】</p>	<p>本件は、適法な駐車取締りで、対応もやむを得ないものであったと認められるが、わかりやすく丁寧な説明や対応に努めるよう要望した。</p>